

福岡商工会議所のリスクマネジメント



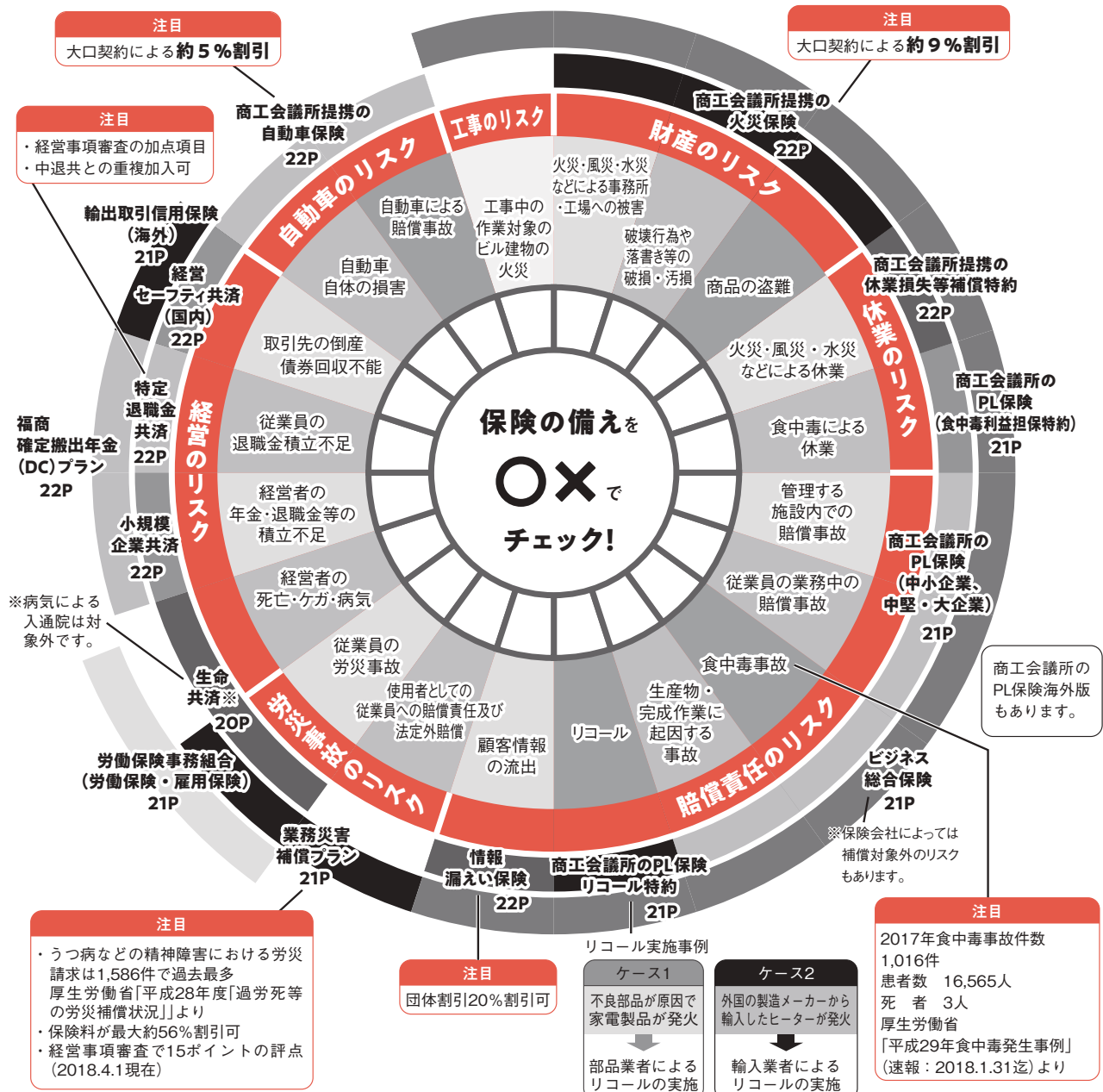
商工会議所の保険制度は、商工会議所会員の経営リスクの担保（リスクの移転）および同会員の従業員などの福利厚生の実施を目的としており、全国商工会議所のスケールメリットにより、低廉な保険料でご加入いただける団体保険制度です。

INDEX

- ▶ 不慮の事故による入院や弔慰金に備える
 - ・ 生命共済制度 P.20
- ▶ 工事・製品の不具合や、飲食店の食中毒への補償に備える
 - ・ PL保険制度 P.21
- ▶ 海外展開をサポート
 - ・ 輸出取引信用保険制度 P.21
 - ・ 海外PL保険制度 P.21
- ▶ 事故やメンタルヘルス不全など、労災リスクに備える
 - ・ 業務災害補償プラン P.21
- ▶ 従業員の就労不能に備える
 - ・ 休業補償プラン P.21
- ▶ 従業員の保険事務を委託
 - ・ 労働保険事務組合 P.21
 ※従業員の福利厚生プラン「ベネフィット」P.25 参照
- ▶ 経営者の退職金の積み立て制度
 - ・ 小規模企業共済 P.22
- ▶ その他共済 P.22
 - ※詳細は別紙パンフレット等にてご紹介します。
 - ・ 情報漏えい賠償責任保険制度（団体割引20%）
 - ・ 経営セーフティ共済（倒産防止共済制度）
 - ・ 特定退職金共済制度
- ▶ 法定健診や人間ドックを割安な料金で利用
 - ・ 健康診断 P.23



※加入者数など、2018年4月現在



※それぞれの共済・保険の詳細については、パンフレットでご確認ください。

災害保障特約付団体定期保険／福岡商工会議所独自の見舞金・祝金制度

生命共済制度

会員限定

加入事業者数 1,699社／加入者 10,474名



- MERIT 1** **死亡・障がい入院を1年365日24時間保障します**
病気死亡・災害死亡はもとより、不慮の事故による入院および障がい状態について、業務上・業務外を問わず24時間保障します(団体定期保険)
- MERIT 2** **経営者・従業員・パート・アルバイトも含め、※65歳の方まで加入できます**
事業所の福利厚生制度としてお役立ていただけます
※契約(加入・更新)時点の保険年齢で65歳6か月以下の方です
- MERIT 3** **保険金・給付金の受取りを事業所(事業主)にすることが出来ます**
保険金・給付金の受取り先に事業所(事業主)を指定することができます。
事業所が受取った保険金・給付金をご加入者およびそのご遺族に対する慶弔見舞金などに充当することができます
- MERIT 4** **掛金は全額損金または必要経費に算入できます**

- MERIT 5** **会議所独自の見舞金・祝金制度があります**
不慮の事故による通院または結婚、出産、成人された場合、当所独自の見舞金・祝金をお支払いします
※福岡商工会議所独自の制度であり、生命保険ではありません
- MERIT 6** **剰余が生じたときは配当金として還元します**
1年ごとに収支計算を行い、剰余が生じた場合には配当金としてお支払いします(団体定期保険)
【収支計算の結果、配当金が0となる年度もあります】
- MERIT 7** **掛金は、取扱金融機関の口座より自動的に振替えます**
事務所がお持ちの福岡銀行、西日本シティ銀行、福岡中央銀行のいずれかの口座から振替えます
- MERIT 8** **簡単な手続きでご加入いただけます**
ご加入者の健康状態について簡単な告知でご加入できます
※但し、告知内容によっては、ご加入をお断りすることもあります

目 的	契約者	被保険者	受取人	掛金の取扱
福利厚生の充実 従業員の弔慰金	会社(事業主)	事業主役員・従業員	会社(事業主)	損金または必要経費
	個人事業主	個人事業主	配偶者・家族	生命保険料控除

※状況により取扱いが異なる場合がございます。詳しくは顧問税理士および税務署にご確認ください。

死亡保険金200万円の保障が…

(事故死亡・高度障がいの場合。病気死亡は100万円)

※15歳～35歳(男性)の月額掛金例

※掛金は、性別、年齢、保障内容などにより異なります。

月々 **326円**

月額掛金例 ▶ 死亡保険金200万円

(事故死亡・高度障がいの場合。病気死亡は100万円)

契約年齢	男 性	女 性
15～35歳まで	326円	269円
36～40歳まで	363円	314円
41～45歳まで	416円	341円
46～50歳まで	510円	393円
51～55歳まで	657円	464円
56～60歳まで	856円	523円
61～65歳まで	1,153円	643円
66～70歳まで ※更新継続のみ	1,762円	878円

死亡・高度障がい保険金支払いの平均年齢は**62歳**、
障がい入院給付金は**59歳**とアクティブに活躍する働き盛り世代。

御社の従業員の福利厚生の充実、経営での転ばぬ
先の杖としては是非この機会に加入をご検討ください。

ご加入例 5口：500万円コースの場合

病気死亡・高度障がいの場合 ▶ **500万円**

災害保険金+死亡保険金 ▶ **1,000万円**

不慮の事故による場合
5日以上のケガ入院のとき1日目から ▶ **7,500円**

※上記3点の保障の他に、所定の障がいに応じて、
50～350万円をお支払いします。

この内容で働き盛り50代の月々の保険料は

46～50歳まで ▶ 男性／**2,550円** 女性／**1,965円**
51～55歳まで ▶ 男性／**3,285円** 女性／**2,320円**
56～60歳まで ▶ 男性／**4,280円** 女性／**2,615円**

保険金・給付金支払実績報告

過去3年の実績

年度	対 象	請求 件数	支払 件数	支払金額	平均支払額
2016 年度	死亡・高度障がい	12件	12件	39,000千円	3,250千円
	障がい・入院	41件	40件	9,540千円	239千円
2015 年度	死亡・高度障がい	13件	12件	46,000千円	3,833千円
	障がい・入院	35件	35件	7,838千円	224千円
2014 年度	死亡・高度障がい	15件	15件	51,000千円	3,400千円
	障がい・入院	41件	37件	7,459千円	201千円

生命共済の加入状況 (2018年4月1日現在)

加入事業所数	加入者数	加入口数	平均加入口数	平均加入年齢
1,699社	10,474人	42,222口	約4口	45歳

当所会員の
約10社に1社
加入

2016年度

配当率:**58.68%** 過去5年間 平均約53%

46～50歳 男性10名・各5口 ご加入の場合

年間保険料 ▶ 毎月2,550円×10人×12か月＝

▶ **306,000円**

今回配当額 ▶ 306,000円×58.68%＝

約7か月分の負担減!! ▶ **179,561円**

実質のご負担額 ▶ 306,000円－179,561円＝

▶ **126,439円**

さらに、掛金は損金または必要経費に算入できます!

※この保険は1年ごとに収支決算を行い、
剰余が生じた場合は配当金をお支払いします。
※収支計算の結果、配当金が0となる年度もあります。

◎会員組織・共済グループ ☎092-441-2845

事業所を取り巻く事業活動リスクを総合的にサポート

ビジネス総合保険制度



会員限定

加入事業者数 661社

賠償責任(PL、リコール、情報漏えい、施設、業務遂行等)リスクの補償、事業休業の補償、財産・工事に関わる補償を一本化して加入できます。「補償内容の重複や漏れがないか心配」「どの保険に入ったらいいかわからない」「保険ごとの契約手続きが面倒」等の保険に関する不安や疑問を解決することができます。

- ①会員事業者を取り巻くリスクに対する補償のモレ・ダブリを解消し、一本化して加入可能
- ②賠償責任(PL、リコール、情報漏えい、施設・事業遂行等)のリスクを総合的に補償
- ③災害(火災、風災、水災、雪災、地震等)に遭った際の休業損失を補償

最大
約33%
割引

☎会員組織・共済グループ ☎092-441-2845

製品の不具合などへの備え

全国商工会議所PL保険制度

(生産物賠償責任保険(中小企業向)(中堅・大企業向))



会員限定

加入事業者数 461社

製造または販売した製品や、行った仕事の結果が原因で、日本国内において他人の生命や身体を害する人身事故や、他人の財物を壊したりするような物損事故に対して、保険加入期間中に損害賠償請求がなされたことによって、法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を被った場合に保険金をお支払いします。

- ①製造業だけではなく、販売業、飲食店、工事業、請負業等幅広い業種が加入対象
- ②PL事故による賠償のみならず、オプションでリコールにも対応(中小企業PL保険のみ)
- ③対人・対物事故が実際に発生した場合のほか、それを発生させるおそれがあるために実施するリコールも対象(充実補償リコール特約)
- ④部品製造事業者も対象(最終製品製造・販売業者からの求償にも対応)

最大
約53%
割引

年間保険料例(飲食店):(売上1,000万円・支払限度額5,000万円・保険期間1年)

A社一般契約

中小企業PL保険

7,190円

約42%減

4,150円

☎会員組織・共済グループ ☎092-441-2845

海外展開サポートプラン



会員限定

加入事業者数 PL12社

海外取引先の上債権回収不能リスクに備えるなら

- 輸出取引信用保険制度
- ※詳しくはお問い合わせ下さい

海外でのPLリスク、リコールリスク、知財訴訟リスクに備えるなら

- 海外PL保険制度
- 海外知財訴訟費用保険制度

☎会員組織・共済グループ ☎092-441-2845

企業を労働災害リスクから守る

業務災害補償プラン



会員限定

加入事業者数 1054社

労災事故が発生した際の従業員に対する補償および労災事故の発生が企業の責任と法律上判断された(例えば、安全配慮義務違反を問われた等)場合に発生する企業の損害賠償責任(賠償金の支払いなど事業者負担の費用)を補償します。

- ①パートやアルバイトを含む全従業員を包括補償
- ②「従業員のケガ」と「企業の賠償リスク」にダブルで備えることが可能
- ③政府労災で認定された精神障害、脳・心疾患などの疾病や自殺などを補償
- ④派遣、委託作業者のほか、下請負人も補償
- ⑤業務中の天災(地震・噴火・津波等)によるケガ等も補償(オプション)
- ⑥政府労災の支給を待たずに保険金の受け取りが可能(※)
- ⑦パワハラ、セクハラによる事業者、役員、使用人の法律上の賠償責任を補償(オプション)
- ⑧役員個人の賠償責任も補償

※精神疾患、脳疾患、心疾患等は政府労災の給付が決定された場合にお支払いします。なお、使用者賠償責任については政府労災の決定を待つ場合があります。

最大
約56%
割引

☎会員組織・共済グループ ☎092-441-2845

就業不能への備え

全国商工会議所の休業補償プラン



会員限定

加入者数 335社・662名

経営者本人とその従業員が、病気やケガで働けなくなった場合に、休業前の所得と公的補償の差額をカバーする(生活水準を落とすことなく、安心して療養に専念できるように設計した)ものです。本プランは、従業員の福利厚生の充実はもちろん、経営者本人の万一の備えにも利用できる内容となっており、公的な社会保障制度(政府労災保険の休業補償給付など)というセーフティーネットのない自営業者も加入できます。

- ①全国商工会議所のスケールメリットによる低廉な掛金
一般加入と比べ、約30~60%割引の保険料です。
- ②入院中のみならず、自宅療養期間中の就業不能も補償
- ③就業外での病気・ケガまで補償(国内外を問わず、365日24時間補償)
- ④加入時の医師の診査不要
- ⑤天災(地震・噴火・津波など)によるケガも補償
- ⑥家事従事者の方も加入可能
- ⑦介護補償も可能 従業員およびその配偶者とその両親を対象、介護難職防止対策になります。
- ⑧精神障害も補償

約30%
~60%
割引

☎会員組織・共済グループ ☎092-441-2845

複雑な労働保険の事務を委託

労働保険事務組合(労災保険・雇用保険)

会員限定

利用社数 302社

労働保険は法人・個人を問わず、労働者(パート・アルバイト等を含む)を一人でも雇用していれば、事業主・労働者の意思に係らず、加入することが義務付けられています。

注目!

- 労災保険に加入できない事業主や法人の役員、家族従業員等も労災保険に加入が可能
- 事務負担を軽減
- 労働保険料の額にかかわらず、3回分割で納付



- 労災申請で、書類の書き方についてわかりやすい指導でした
- 社員の入退社はもちろん、離職票の交付など迅速丁寧に手続きしていただきとても助かってます

労働保険事務組合に委託できる事業主

業種	使用労働者数
金融業・保険業・不動産業・小売業	常時 50人以下
卸売業・サービス業	常時 100人以下 (清掃業、火葬業、と畜業、自動車修理業及び機械修理業は除く)
その他の事業	常時 300人以下

受託手数料

1. 労災保険に係る手数料…基本料(3,600円)+労災保険料×5%(7,500円以下は、7,500円)
2. 雇用保険に係る手数料…被保険者1~5人まで 10,000円・6~10人まで 15,000円
※以後、1人以上5人まで増す毎に2,500円を加算 (全て消費税別)

☎商業・雇用支援グループ ☎092-441-2169

